

平成29年6月亀岡市議会定例会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

亀岡市防災会議条例（昭和38年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 指定地方行政機関の職員、京都府知事の部内の職員及び京都府警察の警察官のうちから市長が委嘱する者</p> <p>(2) 副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び教育長</p> <p>(3) 市長が職員のうちから任命する者</p> <p>(4) 消防団長</p> <p>(5) 京都中部広域消防組合消防本部の職員のうちから市長が委嘱する者</p> <p>(6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者</p> <p>(7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者</p> <p>6 委員の定数は、<u>35人</u>以内とする。</p> <p>7 第5項第6号及び第7号 _____ の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>8 (略)</p>	<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 指定地方行政機関の職員、京都府知事の部内の職員及び京都府警察の警察官のうちから市長が委嘱する者</p> <p>(2) 副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び教育長</p> <p>(3) 市長が職員のうちから任命する者</p> <p>(4) 消防団長</p> <p>(5) 京都中部広域消防組合消防本部の職員のうちから市長が委嘱する者</p> <p>(6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者</p> <p>(7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者</p> <p><u>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者</u></p> <p>6 委員の定数は、<u>40人</u>以内とする。</p> <p>7 第5項第6号、第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>8 (略)</p>

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年亀岡市条例第17号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあっては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあっては、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比べて公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日に</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には_____、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により_____死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により_____疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には_____、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比べて公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により_____死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により_____疾病の発生が確定した日に</p>



2 この条例による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例（次項において「新条例」という。）第5条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた亀岡市消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

3 改正前の亀岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第3項の規定に基づき、平成29年4月1日からこの条例の施行日の前日までの間に、非常勤消防団員等の扶養親族のうち、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例による損害補償の内払とみなす。

亀岡市新火葬場整備検討審議会条例（平成26年亀岡市条例第35号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>20人</u> 以内をもって組織する。 2・3 (略)	(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>25人</u> 以内をもって組織する。 2・3 (略)

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年亀岡市条例第22号）新旧対照表

現 行					改 正 後 (案)						
別表第1					別表第1						
名称		区域			名称		区域				
南つつじヶ丘地区地区整備計画区域		(略)			南つつじヶ丘地区地区整備計画区域		(略)				
日吉台地区地区整備計画区域		(略)			日吉台地区地区整備計画区域		(略)				
美山台2丁目地区地区整備計画区域		(略)			美山台2丁目地区地区整備計画区域		(略)				
観音芝地区地区整備計画区域		(略)			観音芝地区地区整備計画区域		(略)				
曙台4丁目地区地区整備計画区域		(略)			曙台4丁目地区地区整備計画区域		(略)				
野条馬場地区地区整備計画区域		(略)			野条馬場地区地区整備計画区域		(略)				
馬堀駅前地区地区整備計画区域		(略)			馬堀駅前地区地区整備計画区域		(略)				
篠町篠地区地区整備計画区域		(略)			篠町篠地区地区整備計画区域		(略)				
大井町西部地区地区整備計画区域		(略)			大井町西部地区地区整備計画区域		(略)				
篠町篠下西山地区地区整備計画区域		(略)			篠町篠下西山地区地区整備計画区域		(略)				
大井町南部地区地区整備計画区域		(略)			大井町南部地区地区整備計画区域		(略)				
篠町篠牧田地区地区整備計画区域		(略)			篠町篠牧田地区地区整備計画区域		(略)				
篠町篠向谷地区地区整備計画区域		(略)			篠町篠向谷地区地区整備計画区域		(略)				
中矢田町才ノ溝地区地区整備計画区域		(略)			中矢田町才ノ溝地区地区整備計画区域		(略)				
					亀岡駅北地区地区整備計画区域		都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画亀岡駅北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域				
別表第2					別表第2						
地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	ア	イ	ウ	エ	地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	ア	イ	ウ	エ
		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	壁面の位置の制限			建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	壁面の位置の制限
(略)											
						亀岡駅北地区地区整備計画区域	住宅ゾーン①	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 専用住宅（法別表第2(イ)項第1号に規定する「住宅」をいう。ただし、3戸建て以上の長屋を除く。） (2) 住宅で令第130条の3第6	100平方メートル ただし、地区集会所その他これらに類するものに該当する建築物の敷地については、適用し	9メートル	0.75メートル ただし、敷地境界線のうち次の各号に掲げる敷地境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は、

	<p>号に規定する学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設及び第7号に規定するアトリエ又は工房の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1未満、かつ、50平方メートル以内のものを兼ねるもの（3戸建て以上の長屋を除く。）</p> <p>(3) 幼稚園</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 図書館</p> <p>(6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要な建築物</p> <p>(7) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(8) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(9) 地区集会所その他これらに類するもの</p> <p>(10) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）</p>	ない。	それぞれ当該各号に掲げる数値とする。
住宅ゾーン②	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 専用住宅（法別表第2(イ)項第1号に規定する「住宅」をいう。）</p> <p>(2) 住宅で令第130条の3第6号に規定する学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設及び第7号に規定するアトリエ又は工房の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1未満、かつ、50平方メートル以内のものを兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p>	<p>100平方メートル</p> <p>ただし、地区集会所その他これらに類するものに該当する建築物の敷地については、適用しない。</p>	<p>1メートル</p> <p>ただし、敷地境界線のうち道路境界線（道路の隅切部分を除く。）に限る。</p>

- (4) 店舗、飲食店その他これらに類する令第130条の5の3に規定する用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの
- (5) 事務所でその用途の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの
- (6) 幼稚園
- (7) 診療所
- (8) 図書館
- (9) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要な建築物
- (10) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- (11) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- (12) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの
- (13) 病院
- (14) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- (15) 自動車教習所で床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの
- (16) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの
- (17) 住宅で令第130条の5の2第4号に規定する自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下

	<p>のものに限る。)</p> <p>(18) 地区集会所その他これらに類するもの</p> <p>(19) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5の5に規定するものを除く。)</p>			
商業ゾーン ①	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) 法別表第2(ち)項第2号から第3号に規定するもの</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(5) 令第130条の7に規定する規模の畜舎(犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。)</p> <p>(6) 法別表第2(と)項第3号に規定する事業を営む工場</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</p> <p>(8) 葬儀場(日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。)</p> <p>(9) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設(専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除</p>	500平方メートル	ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、適用しない。	<p>(1) 地区集会所その他これらに類するもの</p> <p>(2) 公共用歩廊及び令第145条第2項及び第3項で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認め許可したもの</p>

		く。) (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築物敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）		
商業ゾーン ②	次の各号に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) 法別表第2(ち)項第2号から第3号に規定するもの (3) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。） (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物 (5) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。） (6) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供す	100平方メートル ただし、地区集会所その他これらに類するものに該当する建築物の敷地については、適用しない。		

		る目的で設置するものを除く。)		
		(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物(工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。)		
商業ゾーン ③	次の各号に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) 法別表第2(ち)項第2号から第3号に規定するもの (3) 自動車教習所 (4) 倉庫業を営む倉庫 (5) 建築基準法施行令第130条の7に規定する規模の畜舎(犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。) (6) 法別表第2(と)項第3号に規定する事業を営む工場 (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物 (8) 葬儀場(日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。) (9) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼	500平方メートル ただし、公共用歩廊及び令第145条第2項及び第3項で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を書するおそれがないと認めて許可したものに該当する建築物の敷地については、適用しない。		

		<p>却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）</p> <p>(10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）</p>		
--	--	--	--	--







3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 （略）

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) （略）

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第51条

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 （略）

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) （略）

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第51条

の13第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第48条第3項及び第51条の13第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第48条第3項及び第51条の13第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第51条の13第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第51条の13第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第51条の13第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第48条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人

の13第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第48条第3項及び第51条の13第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第48条第3項及び第51条の13第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第51条の13第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第51条の13第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第51条の13第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第48条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には\_\_\_\_\_、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人

税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする\_\_\_\_\_。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 (略)

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出\_\_\_\_\_があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項\_\_\_\_、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については\_\_\_\_\_、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る\_\_\_\_\_市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。))である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日まで

\_\_\_\_\_の期間

税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 (略)

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正\_\_\_\_\_に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該増額更正があった\_\_\_\_\_ときに限る。)は、当該増額更正\_\_\_\_\_により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。))である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該増額更正\_\_\_\_\_の通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るもの)にあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間

(固定資産税の課税標準)

第57条 (略)

2～7 (略)

8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5に定める額とする。

9・10 (略)

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第59条の2 施行規則第15条の3第2項

の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)

第59条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 法第352条の2第1項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共同土地 (以下この項及び

(固定資産税の課税標準)

第57条 (略)

2～7 (略)

8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。

9・10 (略)

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第59条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第

5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出)

第59条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 法第352条の2第1項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共同土地 (以下この項及び

次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のあん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第67条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(以下この項及び第67条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第67条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(以下この項及び第67条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年\_\_\_\_\_を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ )の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

- 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とし

次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第67条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(以下この項及び第67条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第67条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(以下この項及び第67条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第67条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第67条の2において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 法第352条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

- 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とし

て、前項の規定を適用する。

4 (略)

(被災住宅用地の申告)

第67条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年)を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度

の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年)を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分

の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

(読替規定)

第10条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。

て、前項の規定を適用する。

4 (略)

(被災住宅用地の申告)

第67条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

12 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

5 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第3項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

4 (略)

5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読みかえて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日

3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第4項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日

から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) (略)

から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

11 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 (略)

2 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

13 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 (略)

2 (略)

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項 において同じ。）に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表（略）

4 （略）

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表（略）

4 （略）

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす

第16条の2 削除

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記

る。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第78条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第82条及び第82条の2の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記

載のある第32条第4項に規定する申告書\_\_\_\_\_を提出した場合  
\_\_\_\_\_に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の\_\_\_\_\_規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下こ

載のある第32条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合  
（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項 及び第2項並びに第33条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第32条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第32条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項\_\_\_\_\_において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下こ

の項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の3第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第35条の4第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2・3 (略)

の項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(

\_\_\_\_\_ 市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ

\_\_\_\_\_)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第35条の3第1項の規定による申告書

(2) 第35条の4第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の3第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の4第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書 \_\_\_\_\_ にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。 \_\_\_\_\_

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の3の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の3第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の4第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書 \_\_\_\_\_ にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（ \_\_\_\_\_ 市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ \_\_\_\_\_ ）。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第35条の3第1項の規定による申告書

(2) 第35条の4第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の3の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書

\_\_\_\_\_にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6

6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成28年亀岡市条例第27号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																							
<p>第1条の2 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>附則第16条第2項から第4項までを削る。  <u>（亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）</u></p>	<p>第1条の2 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>附則第16条第2項から第4項までを削る。  <u>（亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）</u></p>																							
<p>第2条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第77条及び新条例」を「亀岡市税条例第77条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。</p>	<p>第2条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第6条の表第77条第2号アの項の右欄中「3,000円」を「3,100円」に改め、新条例附則第16条の表第77条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第77条第2号ア」を「第2号ア」に改める。</p>																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>第77条第2号ア(イ)</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>3,900円</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>3,000円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>第77条第2号ア(ウ) a</u></td> <td style="text-align: center;"><u>6,900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5,500円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>10,800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>7,200円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>第77条第2号ア(ウ) b</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3,800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>附則第16条第1項</u></td> <td>第77条</td> <td>亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第16号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項</u></td> <td>第2号ア(イ)</td> <td>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条第2号ア(イ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>3,900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3,100円</u></td> </tr> </table>	<u>第77条第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>	<u>第77条第2号ア(ウ) a</u>	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>	<u>第77条第2号ア(ウ) b</u>	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>附則第16条第1項</u>	第77条	亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第16号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条	<u>附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項</u>	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条第2号ア(イ)		<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>		
<u>第77条第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>																						
<u>第77条第2号ア(ウ) a</u>	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>																						
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>																						
<u>第77条第2号ア(ウ) b</u>	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>																						
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>																						
<u>附則第16条第1項</u>	第77条	亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第16号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条																						
<u>附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項</u>	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条第2号ア(イ)																						
		<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>																					

附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) a の項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) b の項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則

(施行期日)

第1条 (略)

(1) (略)

(2) 第1条中亀岡市税条例附則第16条の改正規定及び \_\_\_\_\_ 附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

(3) (略)

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中亀岡市税条例等の一部を改正する条例(平成27年亀岡市条例第22号)附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

附 則

(施行期日)

第1条 (略)

(1) (略)

(2) 第1条中亀岡市税条例附則第16条の改正規定及び第2条の規定並びに附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

(3) (略)

(4) 第1条の2の規定及び \_\_\_\_\_ 第3条中亀岡市税条例等の一部を改正する条例(平成27年亀岡市条例第22号)附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

亀岡市都市計画税条例（昭和32年亀岡市条例第2号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則</p> <p>13 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、<u>第28項、第32項、第36項、第37項、第42項</u>若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>13 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、<u>第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項</u>若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>別表第1（第3条関係） 保育料</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p> <p>（備考）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 この表において小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）1年生から3年生までの兄又は姉を有し、小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、当該2人目の幼児に係る保育料は、当該幼児の属する世帯の階層区分における保育料の1/2とし、3人目以降の幼児に係る保育料は、無料とする。</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項の支給認定保護者をいう。以下同じ。）でこの表において第2階層又は</p> <hr/> <p style="text-align: right;">第3</p> <p>階層に該当するものに係る年長の特定被監護者等から順に2人目の幼児に係る保育料は、当該支給認定保護者の階層区分における保育料の1/2とし、3人目以降の幼児に係る保育料は、無料とする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>6 5に該当する支給認定保護者又はその世帯に属する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第2階層にあつては当該支給認定保護者に係る幼児の保育料は無料とし、第3階層にあつては当該支給認定保護者に係る年長の特定被監護者等から順に1人目の幼児の保育</p>	<p>別表第1（第3条関係） 保育料</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p> <p>（備考）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 この表において小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）1年生から3年生までの兄又は姉を有し、小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、当該2人目の幼児に係る保育料は、当該幼児の属する世帯の階層区分における保育料の1/2とし、3人目以降の幼児に係る保育料は、無料とする。</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項の支給認定保護者をいう。以下同じ。）でこの表において第2階層に該当するものに係る年長の特定被監護者等から順に2人目以降の幼児に係る保育料は無料とし、第3階層に該当するものに係る年長の特定被監護者等から順に2人目の幼児に係る保育料は、当該支給認定保護者の階層区分における保育料の1/2とし、3人目以降の幼児に係る保育料は、無料とする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>6 5に該当する支給認定保護者又はその世帯に属する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第2階層にあつては当該支給認定保護者に係る幼児の保育料は無料とし、第3階層にあつては当該支給認定保護者に係る年長の特定被監護者等から順に1人目の幼児の保育</p>

料は第3階層における保育料の1/2とし、2人目以降の幼児の保育料は無料とする。

(1)・(2) (略)

7 (略)

料は月額3,000円 \_\_\_\_\_とし、2人目以降の幼児の保育料は無料とする。

(1)・(2) (略)

7 (略)



(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと

\_\_\_\_\_その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居した

こと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

職員の退職手当に関する条例（昭和30年亀岡市条例第28号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) その者が市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</p> <p>(2) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) その者が市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</p> <p>(2) <u>その者が次のいずれかに該当する場合</u></p> <p>ア <u>特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として別に定める者のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p>イ <u>雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p>(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決</p>

定した場合

11 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所の

紹介

した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

定した場合

11 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第10条第10項の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であつて職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第10条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。